

平成 28 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 28 年 3 月 2 日(水曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 16 時 02 分

議事日程

開会 平成28年 3 月 2 日 (水) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長施政方針演説

日程第 4 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町
税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第 2 号 阿武町過疎地域自立促進計画を定めることについて

日程第 6 議案第 3 号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する
条例

日程第 7 議案第 4 号 阿武町行政不服審査法の規定による提出資料等の写
し等の交付に係る手数料に関する条例

日程第 8 議案第 5 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整備に関する条例

- 日程第 9 議案第 6 号 阿武町職員の退職管理に関する条例
- 日程第 10 議案第 7 号 阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例
- 日程第 11 議案第 8 号 町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 9 号 阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 10 号 阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 11 号 阿武町使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 12 号 阿武町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- 日程第 16 議案第 13 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の数の変更及びこれに伴う規約の変更について
- 日程第 17 議案第 14 号 阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 議案第 15 号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 27 年度阿武町一般会計補正予算(第 4 回)

- 日程第 21 議案第 17 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計補正予算(第 4 回)
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 27 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計予算(第 3 回)
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算(第 2 回)
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第
4 回)
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 27 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第
1 回)
- 日程第 26 議案第 22 号 平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予
算(第 2 回)
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 27 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予
算(第 1 回)
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 28 年度阿武町一般会計予算
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別
会計予算
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 28 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別
会計予算
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 28 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計予算

日程第 33 議案第 29 号 平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算

日程第 34 議案第 30 号 平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 35 議案第 31 号 平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

日程第 36 委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	斉	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
おはようございます。

ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も早、昨日から 3 月に入りました。1 月は行く、2 月は逃げると申しますように、日にちの経つのは早いものと感じております。今年の年明けは非常に穏やかな天候でしたが、1 月中旬から冬将軍の到来がはじまり、1 月 21 日の大寒過ぎには町内が雪にみまわれ、福賀地区では 60 センチの積雪があり、奈古地区でも低温による水道管破裂が数十カ所で起こり、ホームセンターでは塩ビパイプなどの資材が底をつき、町民の方々が非常に困っていらっしゃいました。

また、今週に入りましても寒さがぶり返しており、体調維持に苦労しているところでもあります。3 月 5 日は、二十四節気の啓蟄でもあり、冬ごもりをしていた虫が動き出す頃と言われており、1 日でも早く本格的な春の訪れを待っているところです。

また、3 月といいますと 5 年前のあの東日本大震災を思い起こしてなりません。5 年前の 3 月 11 日は議会開催中であり、当日は特別委員会後の現地踏査から帰ってきたときのテレビで見たあの映像は、我が目を疑うものでした。改めて被災されました皆さんに追悼の念を捧げます。一方、1 月 17 日といえば、阪神淡路大震災が起こった日ですが、あれから 21 年経過しております。国民の思いの中から少しずつ薄れてきたのではと思います。決して忘れることのないよう伝えていかなければと思います。なぜなら、自然災害はいつどこで起きるか

分からないからであります。常に阿武町民をはじめ国民として、できることはしっかりやっておくべきではないかと思えます。

国政に目を転じますと、与党自民党議員による不適切発言、問題行動が起こり支持率が下がっているなか、野党においては新党結成の正式合意がなされ、さらに野党統一候補の擁立が模索されております。7月の参議院選挙を注視しなくてはと思います。

一方、衆議院では衆議院選挙制度改革の有識者調査会の答申に盛り込まれました、議員定数10減と新たな議席配分方法、アダムズ方式を導入した場合、小選挙区の削減対象にこの山口県が入るというショッキングな報道がありました。いつ次の衆議院選挙がありますか、非常に気になるところであります。

そんななか、議員各位におかれましては、諸事ご多端のなか、平成28年第1回阿武町議会定例会の招集にあたり、応招ご出席を賜り誠にありがとうございます。本日からの阿武町議会定例会では、平成28年度一般会計及び特別会計の当初予算が上程されますが、議会といたしましては、しっかり審議し、住民と行政のパイプ役だけでなく、行政のチェック役としての機能を十分発揮していただきますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長 本日の出席議員は、8人全員です。

ただ今より平成28年第1回阿武町議会定例会を開会いたします。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、町長施政方針演説、議案説明、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより、日程に入るに先立ち、過ぐる12月10日開催の平成27年第4

回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

1 月 2 日、阿武町成人式が町民センターで開催され、議員各位出席され、新成人の門出を祝されたことはご高承のとおりです。

1 月 9 日、平成 28 年阿武町消防出初式が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

1 月 13 日、阿武萩農山漁村女性連携会議による女性農業委員登用要請があり、本職が対応しました。なお、提出された要望書の写しは、お手元に配布のとおりです。

1 月 27 日、新春懇話会が町民センターで開催され、企業組合アグリアートジャパン理事の田村哲信氏による、未来のふるさとのために今何をしなければいけないか、と題した講演を拝聴したことは、議員各位、ご高承のとおりです。

1 月 30 日、萩・福栄水と命を守る会の第 10 回定時総会が萩市民館で開催され、本職が出席しました。

2 月 18 日、山口県町議会議長会の 2 月定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。

なお、当会議において、田中前議長の後任として、山口県町議会議長会副会長及び全国過疎地域自立促進連盟理事に本職が選出されました。

2 月 20 日、平成 27 年度阿武町栄光文化賞及び阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

2 月 25 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましてはお手元に配付のとおりです。

2 月 27 日、J A あぶらんど萩農業振興大会が萩市民館で開催され、本職が出席しました。

3 月 1 日、山口県立奈古高等学校の平成 27 年度卒業証書授与式が挙行され、本職が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、3 番、白松博之君、4 番、中野祥太郎君、を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 2 月 25 日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日 3 月 2 日から 18 日までの 17 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 3 月 18 日までの 17 日間と決定しました。

日程第 3 町長施政方針演説

○議長 日程第 3、ここで、今期定例会にあたり中村町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長(中村秀明) 平成 28 年第 1 回阿武町議会定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

啓蟄を三日後に控え、日増しに日差しの暖かさを感じてきたところではありますが、一昨日、昨日は、季節外れの寒波とこれに伴う積雪となり、まさに三寒四温といった様相ではありますが、議員の皆様には公私ともにご多繁の中を、本

定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

本日から開会されます本議会定例会は、平成28年度当初予算をはじめとする重要な諸案件の審議をお願いすることになりますので、ここでまず私の施政の方針に係る所信の一端と主要な施策の概要について申し述べさせていただきたいと思っております。

第二次安倍内閣発足から通算し3年2カ月余りが経過し、アベノミクスの推進による経済の再生、デフレからの脱却も緒に就いたとの観測のなかで、第2ステージとして、希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、そして安心に繋がる社会保障の高三本の矢の実現を目的とする、1億総活躍社会が打ち出されたところであります。ここにきて世界的な原油価格の下落による円高ドル安、そして株価の下落等が経済の回復に水を差す結果となり、わが国においては、日銀のマイナス金利政策等によって市場の貸付金利の下落による設備投資や住宅建設等への誘導にどれだけ効果を発現するか、注目がされているところであります。

また国においては、一昨年11月に地方創生関連2法案が成立、さらに12月には、これに基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略の閣議決定がなされ、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決、の3つの基本的視点に立って、石破内閣府特命大臣を中心に鋭意取り組みがなされ、また、地方に対する各種の交付金等も用意されるなかで、本町もそうではありますが、地方創生に向けた新たな施策の立案、制度設計に向けて全力で取り組み、すでに一部は実行段階に至っているところであります。

こうしたなか、本町においては昨年3月に、平成27年度から平成31年度までの新たな5カ年の町の基本構想・基本計画となる、第6次阿武町総合計画を策

定し、さらに10月には、人口定住対策を主眼においた8つの重点プロジェクトを中心とした阿武町版まち・ひと・しごと総合戦略、選ばれる町をつくる、を策定し、説明会やフォーラム、あるいはワークショップ等を通じて町民への周知を図ってきたところであります。

こうした背景のなかで、平成28年度は、総合計画においては2年目、総合戦略においては実質初年度となる年であり、それぞれの計画に従い、より具体的かつ可能な限り早期にこれを展開することが重要と考えております。中でも、人口定住対策は正に喫緊の課題であり、官民あげてソフト・ハード両面での大胆かつスピーディーな取り組みが求められているところであります。そして、そのためには、行政はもとより町民一人ひとり、また、町内の各事業体が設定した目標の達成に向け、何ができるかを自らに問い、心を一つにして行動していくことが大切だろうと考えております。議員各位におかれましては、今後ともご理解ご協力をお願いする次第でございます。

それではここで、平成28年度において取り組むこととしております主要施策の概略を申し上げます。

まず始めに、産業対策であります。今年2月4日のTPP合意を受け、参加12カ国において国会承認等の国内手続きが行われることとなりますが、中でも本町の基幹産業であります農業分野の米については、義務的輸入枠の拡大はあるものの、比較的その影響は少ないと思われませんが、いずれにいたしましても、農業を足腰の強い産業として確立していくためには、産業政策、そして、農業農村の多面的機能の維持発展を図りながら農地や地域を守るための地域施策の双方を有機的に組み合わせながら推進していくことが重要であります。

このため、良質で付加価値の高い農産品の生産の基礎的基盤の整備として、平成28年度から新たに、老朽化が著しい県営ほ場整備事業福田地区の用水路の改修を計画的に実施をいたします。

また、ため池の崩壊等による災害の防止と農業用水の安定的確保のため、平成 25 年度から取り組んでおります県営農村災害対策整備事業の福賀地区の 6 カ所の危険ため池については、早期完了に向けて鋭意工事を進めてまいります。

また、新たな農業の担い手としての新規就農者の確保は、農業生産の維持だけでなく農村地域の維持発展のためにも必須の条件となります。このため、農業技術研修や就農後の定着まで一貫した支援を行うとともに、農業法人等を受け皿として、新規就農者が定着できる仕組みを構築いたします。また、就農促進・研修事業にも引き続き取り組むとともに、研修終了後の経営開始に向けた支援を行い、更に受け入れ先の農業法人等が行う新規就農者の受け入れのための住宅の整備等も支援をいたします。さらに、国・県補助の対象とならない農事組合法人での研修者受け入れについても、引き続き町単独事業として支援をしております。そして、個人、法人を問わず慢性的な地域農業の担い手不足の解消のため、地域おこし協力隊の制度を活用し、新たに、農業に従事しながら農業研修を行う農業支援員を設置するとともに、障がい者の自立支援と新たな農業の担い手として活用するための農福連携の基盤の整備にも取り組んでまいります。さらに、地域農業を担う農業法人を育成し、生産性が高く、そして安全安心な産地形成を支援するため、農業法人等の高性能機械、機器等の導入費に対する補助も引き続き実施をいたします。また、深刻な問題となっておりますイノシシ、サル等の有害鳥獣の被害対策については、捕獲頭数の増頭を積極的に進めると同時に、捕獲隊への出動費補助も引き続き行います。また、TPP の発効により大きな影響を受けることが予想される畜産業については、西台放牧場の活用により、畜産農家の労力軽減と繁殖率向上による所得向上のため、計画的な受託等を図ってまいります。

次に、林業においては、森林組合や民間事業者と町との協定により適切な森林管理を図り、その多面的な機能を発揮するための森林経営計画に基づく諸活

動を支援いたします。また、イラオ山につきましては、観光資源としての活用も視野に入れた山頂路網整備や景観形成等にも取り組んでまいります。さらに、町有林については、森林の保全と良質優良材の生産に向け、施業計画に基づき保育事業を計画的に実施してまいります。

次に、水産業については、地域の間伐材を活用した魚礁の設置や、町の特産づくりにつながるキジハタの幼稚仔保護育成魚礁の設置にも引き続き取り組んでまいります。さらに、つくり育てる漁業の自立化とブランド化の支援のため、漁協が実施するアワビ等の種苗生産、稚貝の購入、さらにはキジハタ種苗の購入費に対する補助も引き続き行います。

次に、商工業対策といたしましては、起業時の初期投資等の負担軽減を図るため、経費の一部を補助する町単独の起業化支援事業を引き続き実施するとともに、新たに、阿武町産の産品を活用した特産品等の開発のための研究、試作やパッケージデザイン等の開発を支援してまいります。

次に、暮らしの対策につきましては、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者の支援のための臨時福祉給付金給付事業を実施いたします。さらに、子育て支援、少子化対策として、中学生以下の子どもの医療費の無料化や、多子世帯の保育料の年齢制限を撤廃し、第 3 子以降の子どもの保育料の、階層に応じた全額または半額への軽減も引き続き実施をいたします。また、カナダ、ビショップス大学との提携による、みどり保育園外国青年招致事業につきましては、保護者から好評をいただいておりますので、引き続き実施をしてまいります。

さらに、不妊に悩む方々の経済的負担の軽減のため、県の助成に、町独自の助成金を上乗せし不妊治療費の補助を続けて行ってまいります。また、疾病を早期発見し、重症化を防止するため、人間ドック等の費用に対する補助を引き続き行うとともに、健康増進法に基づく各種がん検診及び健康づくり事業

を総合的に実施をしております。さらに、引き続き町内の老人福祉施設等との連携を図りながら、生活支援ハウスや介護サービスの積極的な活用を推進するとともに、各種健康づくり教室やサロンなどの健康福祉事業、生活支援事業等を、工夫を加えながら継続して実施をいたします。また、福賀診療所につきましては、より正確かつ緻密な診断を行うため、最新式の超音波診断装置を導入いたします。

次に、生活環境対策につきましては、継続事業の町道長浜西ヶ畑線は平成 28 年度の完成、町道東方筒尾線は平成 29 年度の完成に向け鋭意工事を進めてまいります。また、阿武小学校前から柳橋に通じる町道畠田柳尾線につきましては、交通量が多いうえに幅員が狭く、柳橋分譲宅地の造成後の通行量の増加も想定し、平成 28 年度完成に向け鋭意工事を進めてまいります。さらに、町道上郷線の残る未舗装部分の舗装や町道郷川線の拡幅と歩道の設置についても、鋭意工事を進めます。また、福賀地区において豪雨時に避難所となるのうそんセンターへの通行や緊急車両の迂回路の確保対策として、町道亀山十王堂線の改良工事に着手をいたします。町民の安全安心の確保及び防災対策は町の最重要課題の一つであります。そのため、地震時の住宅倒壊被害から住民を守るため、申出のあった住宅の耐震診断を実施するとともに耐震改修にかかる経費の補助を引き続いて行います。また、町民の生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅のリフォーム工事費の補助を引き続いて実施をいたします。

さらに、可燃ゴミの処理については、萩・長門清掃一部事務組合の清掃工場業務の事務委託も引き続いて行ってまいります。また、地球温暖化防止と防災拠点の整備の観点から、平成 26 年度から実施しております防災拠点再生可能エネルギー導入事業による太陽光発電設備等の整備を、今年度は役場本庁舎及びのうそんセンターで実施をいたします。

地域生活交通の確保、とりわけ公共交通の確保は住民生活において大きな課

題であります。このため、民間バス事業者によるバス路線の維持に対する補助や、道の駅・惣郷間の町営バスの運行を引き続き行うとともに、懸案であった、道の駅・福賀間の町営バスの運行については、新たにこれを開始いたします。さらに、コミュニティワゴン運行事業については、公共交通との接続や利用状況等を考慮しながら利便性の向上と一層の利用促進を図ってまいります。また、通学路時の小中高校生や、グリーンパークあぶ利用者の見守り、さらに、犯罪の抑止により、安全安心なまちづくりを推進するため、奈古警察官駐在所の建物を、町が建設し県に貸し付ける方式により、現在の体育センター前から JR 奈古駅横への移転を促します。さらに、平成 27 年 12 月の土砂災害警戒区域の見直しに伴い、新たに指定された特別警戒区域を含めた土砂災害ハザードマップを作製し、町内の全戸に配布をいたします。

次に、人口定住対策であります。新年度において取り組まなければならない最も重要な課題は、人口定住対策です。そして、定住の前提は魅力ある町の構築であります。そのため、引き続き産業振興はもとより、住みやすい環境整備のための各種のハード事業、また特色のある子育て支援や、スポーツ文化行事等のソフト事業を鋭意進めてまいります。また、奈古地区岡田橋及び宇田郷地区尾無に町営住宅を建設するとともに、新たな分譲宅地として柳橋分譲宅地の造成を進め、早期の分譲開始をめざしてまいります。住宅取得補助や空き家リフォーム補助金等を加えて拡充した定住奨励金交付事業、さらに、空き家バンク事業等については、今後も積極的に進め、新規就農者等を含む都市部等からの移住を促進をいたします。さらに、広報紙や町のホームページ等のタイムリーな情報発信機能を一層強化し、活力と魅力ある阿武町の姿を内外に発信してまいります。また、移住の足がかりとなるよう、都市部での定住フェア等にも積極的に参加するとともに、各種交流事業や町の広報紙、ふるさとカレンダー、ふるさと寄附等で醸成した意識を発展させ、同窓会や町人会、町出身者の

企業等にも積極的に出向き、阿武町出身者のネットワークの構築を図り、企業誘致の足がかりづくりにも努めてまいります。中でも町人会につきましては、東京圏域に加え、関西圏域での組織化をめざし、積極的に支援をしてまいります。また、地域の未来を担う人材育成の観点から、県内の他町と連携し、高校生を対象とした 2 週間程度の海外語学研修を引き続き実施をしてまいります。さらに、若者定住や結婚対策、異業種交流等の観点からも若者交流会の開催についても、自主性を重んじながら引き続き側面的に支援をしてまいります。

まち・ひと・しごと創生については、地方版総合戦略で位置付けられた、選ばれる町づくりのための 8 本の重点プロジェクトについて、外部専門家や庁内プロジェクトチームを活用し、引き続き取り組んでまいります。また、総合戦略の推進拠点となる 21 世紀ラボ、暮らし方研究所のスタッフ業務や道の駅の特産品開発、さらに観光開発の支援を行うため、新たな地域おこし協力隊を雇用いたします。

次に、社会教育、学校教育の推進対策については、第 4 次学校図書館図書整備 5 カ年計画に基づき、引き続き町内各小中学校の図書の充実を図るとともに、学校図書館支援員の配置等により、次代を担う児童生徒の読書活動の推進を図ります。また、廃校となる福賀中学校の校舎につきましては、老朽化が著しいためこれを解体撤去ののち、敷地を舗装するとともに、小学校から屋内運動場への渡り廊下を設置いたします。さらに、町内の社会教育や保健体育施設の維持管理と利用者の利便性の向上のため、それぞれの施設において必要な改修事業等を実施します。また、文化事業については、町民センターが竣工から 20 年を迎えるにあたり、著名なアーティストを招聘し、記念イベントを実施するとともに、スタインウェイピアノを活用した四季折々のピアノコンサートを実施いたします。

次に、住民参画対策については、自治会制度も発足後 7 年が経過し、ある程

度根付いてきたところではありますが、自治会としての取り組みの実態は、それぞれに相当の温度差が生じております。今後は、各自治会が本来の機能を発揮するよう、特に小規模自治会については、集落活動の維持向上の観点からも、組織体制の在り方についての話し合いの場を設置するなど、関係機関と連携し、サポート、相談体制の充実を図ります。また、自治会の自主防災組織としての取り組みは、安全安心なまちづくりの基本であります。このため、平成 21 年度から毎年グレードアップしながら実施をしましてまいりました消防団と自治会の合同消火訓練については、引き続き実施をするとともに、平成 28 年度から本格始動する消防団協力隊については、団員の確保と組織の育成を図ります。なお、自治会への各種交付金につきましては、地域の実態や自治会の意見も参考にしながら、使い勝手を良くするよう、内容の再検討等も引き続いて行います。また、まちづくり懇談会については、引き続き町内 3 地区で実施するとともに、出前トーク、町政出前講座なども要請に応じ実施をしましてまいります。

以上、平成 28 年度に取り組むこととしております重要施策の概要なり私の考え方をご説明申し上げましたが、新年度においては、一層の町民の皆様の理解と協力をいただきながら、これら各種施策を迅速かつ的確に執行するとともに、一方で不断の行財政改革を断行しながら、町政運営を行っていく所存でございますので、議員各位におかれましても重ねてご理解ご協力をお願い申し上げます。次第でございます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）につきましては、平成 28 年度税制改正の閣議決定に基づき、税分野における個人番号利用手続きの見直しが行われ、平成 28 年 1 月 1 日から施行されることとなったため、専決処分を行いましたので、これを報告し

承認を求めるものであります。

次に、議案第 2 号、過疎地域自立促進計画を定めることについて、につきましては、平成 27 年度末までの時限立法であった過疎法が 5 年間延長され、平成 32 年度までとなり、これに伴い、新たに阿武町過疎地域自立促進計画を策定しましたので、これに係る議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第 3 号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例及び議案第 4 号、阿武町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、不服申し立ての表現を審査請求に一元化し、また提出資料の写しの交付に対する手数料の明示などをするための関係条例の一部改正並びに新規制定であります。

次に、議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の公表について、人事評価等の新たな項目が追加されましたので、これらに係る関係条例の一部改正であります。

次に、議案第 6 号、阿武町職員の退職管理に関する条例につきましては、これも地方公務員法の一部改正に伴い、管理職の退職後の行為制限を設けるなどの必要が生じたので、これに係る条例の新規制定であります。

次に、議案第 7 号、阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例につきましては、地方公務員法の規程に基づき、職員の配偶者の外国での勤務や就学等の際に、職員の同行休業を認める条例の新規制定であります。

次に、議案第 8 号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、昨年の人事院勧告に伴い、町長及び議会議員の期末手当を 4 月に遡り 0.05 カ月分引き上げるための関係条例の一部改正であります。

次に、議案第 9 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例につきましては、これも人事院勧告関連ではありますが、勤勉手当を 4 月に遡り 0.1 カ月分引き上げるとともに、給料を平均で 0.4 パーセント引き上げるための条例の一部改正であります。

次に、議案第 10 号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例及び議案第 11 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例につきましては、岡田橋単身者用住宅の供用開始に伴い、条例への登載及び使用料の額の決定に係る関係条例の改正であります。

次に、議案第 12 号、阿武町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、必要な組織を置くための条例の新規制定であります。

次に、議案第 13 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について、につきましては、組合を構成する地方公共団体の数の増減及び非常勤公務災害補償事務への新たな団体の加入並びに共同処理事務の追加に係る規約の変更であります。

次に、議案第 14 号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて及び議案第 15 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、次期農業委員の選任につき議会の同意を求めるとともに、農業委員及び新たに設置する農地利用最適化推進委員の報酬を定めるものであります。

次に、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、につきましては、人権擁護委員法に基づき、任期満了に伴う人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第 16 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）につきましては、今回の補正額は、1 億 7,740 万 8 千円の増額で、補正後の歳入歳出予算

の総額は 30 億 8,482 万 4 千円となるところであります。

それでは、まず歳出であります。今回の補正の主なものを申し上げますと、全般に今回の議案ともなっておりますが、人事院勧告に伴い、4 月に遡り町長及び議会議員の期末手当の 0.05 カ月分の引き上げ、並びに職員については給料の平均 0.4 パーセントの引き上げ及び勤勉手当の 0.1 カ月分の引き上げ等の人件費を調整計上しております。

それでは、まず議会費であります。今申し上げました人件費の調整のみであります。

次に、総務費につきましては、人件費のほかに、次年度以降のハード事業の財源として備えるための公共施設整備基金積立金 1 億 5 千万円の新規計上、情報システムセキュリティー強化のための対策業務委託料及び関連備品の購入費の新規計上、さらに、まち・ひと・しごと創生特別事業費につきましては、国の今年 1 月 20 日の補正予算で前倒し計上され、阿武町版総合戦略に関する各種事業費を平成 27 年度の補正として計上するよう指示がありましたので、これを新規計上しております。

次に、民生費につきましては、人件費以外は、各種扶助費、事務事業や繰出金、あるいは入札減等に係る最終精算等に伴う調整が主なものであります。

次に、衛生費につきましても、各種事務事業や繰出金の最終精算等が主なものであります。

次に、農林水産業費につきましても、各種事業の事業費の確定、補助金や繰出金等の最終見込みによる調整です。

次に、商工費につきましても、同様に各種事業の事業費の確定、補助金等の最終見込みによる調整であります。

次に、土木費につきましても、同様に各種事業の事業費の確定、補助金等の最終見込みによる調整であります。

次に、消防費につきましては、実績見込みに伴う消防救急事務委託料の増額が主なものであります。

次に、教育費につきましては、これも各種事業や維持管理費、行事経費の最終精算調整が主であります。福賀小中学校屋内運動場舞台幕改修工事費及び文化ホールピアノ庫除湿器取り替え工事費は新規計上であります。

次に、災害復旧費につきましては、事業費確定に伴う 27 災農地災害及び農業用施設災害復旧工事費の調整であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入の主なものであります。それぞれ事業費の確定や実績見込みあるいは交付額の確定等により調整計上しておりますが、国庫支出金のうち地方創生加速化交付金 3,975 万 9 千円につきましては、歳出で申し上げたとおり、まち・ひと・しごと創生特別事業費に関連し、阿武町版総合戦略に関する各種事業費を国の今年 1 月 20 日の補正予算で前倒しで計上するよう指示があったものに対する交付金で、10 分の 10 となるものの新規計上、さらに情報システムセキュリティ強化対策事業補助金 530 万円も歳出に対応した補助金の新規計上であります。そのほかは概ね調整計上ではありますが、繰入金につきましては、公共施設整備基金からの繰入金を 1 億 500 万円計上しておりましたが、全額落とし、繰り入れをしないこととしております。また繰越金については、最終精算に伴い 2 億 1,494 万 2 千円を計上しております。さらに町債につきましては、先ほどの情報システムセキュリティ強化対策事業費の補助残の財源の一部として 3,240 万円の補正予算債を新規計上しているところであります。

以上で、平成 27 年度一般会計補正予算（第 4 回）の概要説明を終わります。

次に、議案第 17 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 回）から議案第 23 号、平成 27 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）までは、いずれも特別会計の補正予算でありまして、

その都度担当参与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第 24 号から議案第 31 号までの平成 28 年度一般会計及び各特別会計の当初予算についてご説明を申し上げます。

国の施策動向や平成 28 年度における私の所信、また、主要な施策の概要につきましては、冒頭でも申し述べさせていただいたところではありますが、アベノミクスの効果が発現し、景気や雇用、賃金等も上向きつつあると言われてきた中、ここにきて原油価格の下落と連動して株価も下落し、日銀のマイナス金利の導入による景気や税収に与える影響がどのように作用するか不透明となる中、新年度における個人あるいは法人住民税、また固定資産税も多くの伸びは期待できない状況となり、さらに国が策定した平成 28 年度の地方財政計画においては、一般財源総額については前年度を 1 千億円程度上回る額が確保されたというものの、本町の財政運営に最も影響のあります地方交付税につきましては、546 億円、0.3 パーセントの減とされたところでもあります。従いまして、新年度においては今まで以上に厳しい財政運営を迫られる事は想像に難くありません。

こうしたことから、新年度予算につきましては、物件費等の消費的経費の精査を徹底的に行い、その削減に務める一方で、投資的経費、特に人口定住対策に資する各種施策につきましてはその緊急性、必要性、費用対効果等を十分に検討し、できるだけその確保に努めたところでありまして、その結果、一般会計予算の総額を、対前年度比 1 億 5,100 万円、5.2 パーセント増の、30 億 6,000 万円としたところでもあります。また、7 つの特別会計につきましては、その合計額は、対前年度比 1,261 万 7 千円、0.8 パーセント増の、16 億 8,533 万 4 千円で、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は対前年度比 1 億 6,361 万 7 千円、3.6 パーセント増の 47 億 4,533 万 4 千円としたところでもあります。

それではここで、それぞれの会計について順次その概要をご説明申し上げます。

す。

最初に、議案第 24 号、平成 28 年度阿武町一般会計予算についてであります、基本的な考え方は、先ほど、平成 28 年度の施政方針の中で主要な部分については、触れさせていただいておりますので、大まかな説明とさせていただきますが、まず、議会費につきましては、議案第 8 号関連であります、議員報酬の期末手当支給月数の 0.05 カ月分の引き上げに伴う改定やこれに伴う共済費を増額計上しております。

次に、総務費につきましては、今後の老朽化を見据えた公共施設の総合管理計画及び節電対策調査業務委託料の計上、奈古駐在所移転用建物の建設関連経費の計上、旧ブルーウェイ福賀工場建物の解体撤去費の計上、大里の交差点の改良のための町有建物の解体工事費の計上、また、保守期間の満了に伴う戸籍総合システム改修業務委託料の計上、さらに、道の駅・福賀間の町営バスの新規運行に係る補助金の計上、町の産品を使った特産品の開発のための研究や試作パッケージングの開発等に対する支援事業費の新規計上、そして、阿武町版総合戦略に基づくまち・ひと・しごと創生特別事業の各種メニューに係る事業費を新規計上しております。

次に、民生費につきましては、新たに年金生活者等に対する臨時福祉給付金の給付及びこれに係る事務費の計上以外は前年度実績を勘案しての計上であります。

次に、衛生費につきましては、萩休日急患センター運営費負担金の新規計上、さらに国の防災拠点再生エネルギー導入事業を活用し、太陽光発電設備等を役場本庁舎及びのうそんセンターの 2 カ所へ設置する整備経費の計上、また廃炉となります旧萩清掃工場の撤去費に係る萩市への負担金を新規計上しております。

次に、労働費につきましては、概ね前年度並みの計上であります。

次に農林水産業費であります。まず農業費につきましては、福の里が行います、農福連携の円滑な推進に資する施設建設費に対する補助の新規計上や農業法人等の低コスト化に向けた高性能機械の導入に係る農業経営体質強化事業補助金の計上、また引き続き農業支援員の受入のための経費の計上や、新規就農者の研修及び自立支援、さらに研修を受け入れる農事組合法人等に対する助成、あるいは受入のための受託整備に係る補助金の新規計上、県営で実施しております福賀地区の危険ため池解消のための改修工事費及び老朽化しております福賀地区の水路の改修費の負担金を計上しております。なお、毎年 5 千万円強を負担しておりました国営農地再編整備事業負担金につきましては、平成 27 年度をもちまして完済をいたしましたので、新年度からはこれを未計上としております。また林業費につきましては、東イラオ山山頂路網整備事業経費を計上しておりますが、その他については概ね前年度並みの計上であります。また水産業費につきましては、前年度に引き続き、間伐材魚礁やキジハタの幼稚仔育成用魚礁沈設事業費を増額計上しております。

次に、商工費につきましては、前年度に引き続き、起業時の初期投資の軽減を図るための起業化支援補助金を計上しております。

次に、土木費につきましては、継続事業の町道長浜西ヶ畑線道路改良事業費、町道東方筒尾線道路改良事業費、町道畠田柳尾線並びに町道上郷線の道路改良等事業費を計上するとともに、新たに福賀地区の避難所であるのうそんセンターへの通行や緊急車両の迂回路の確保のため、町道亀山十王堂線道路改良事業費の計上、さらに柳橋分譲宅前の町道郷川線の拡幅や歩道設置等に係る事業費を新規計上しております。また、公営住宅につきましては、岡田橋に 2 棟 4 戸、尾無に 2 棟 2 戸の公営住宅の建設事業費を計上しております。

次に、消防費につきましては、昨年 12 月の土砂災害特別警戒区域の追加を受け、新たな土砂災害ハザードマップの作製業務委託料を新規計上しております。

次に、教育費につきましては、福賀中学校校舎の解体工事費及び解体後は福賀小学校校舎と屋内運動場を繋ぐ渡り廊下の設置工事費の新規計上、さらに町民センターの空調の更新、町民グラウンドや福賀小グラウンドの夜間照明機器の取り替え工事費等を新規計上しております。

次に、災害復旧費につきましては、概ね事業が完了しましたので、新年度は枠取り程度の計上であります。

次に、公債費につきましては、償還完了等により毎年減少しておりますが、新年度の所要見込額を計上しております。

次に諸支出金につきましては、本格化します柳橋分譲宅地の造成に係る経費を計上しております。

なお、予備費につきましては、前年度同額の 1 千万円の計上であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の主なものについてご説明をいたします。

まず、町税につきましては、納税義務者数の減少等により住民税は個人、法人ともに減収傾向にあり、また固定資産税も価額評価換えによる経年補正等により減額が予想されることから、総額で対前年度比 456 万 4 千円、1.6 パーセント減の 2 億 7,252 万 6 千円を見込んでおります。

次に、地方譲与税につきましては、前年度実績を勘案し、対前年度比 40 万円、1.3 パーセント増の 3,180 万円を見込んでおります。

次に、利子割交付金、配当割交付金等、各種交付金につきましては、前年度実績及び国の配分見込み並びに消費税率及び地方消費税率引き上げ等を勘案し、総額で対前年度比 1,560 万円、46.8 パーセント増の 4,890 万円を見込んでおります。

次に、地方交付税につきましては、前年度同額の 15 億円の計上でございます。

次に、分担金及び負担金につきましては、各種事業の受益者分担金や保育料

の保護者負担金等ではありますが、新年度の予定事業費等を勘案し、総額で対前年度比 567 万 8 千円、26.6 パーセント増の 2,703 万 3 千円の計上であります。

次に、使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料等ではありますが、増棟等による町営住宅使用料の増額を勘案し、総額で対前年度比 180 万 3 千円、3.3 パーセント増の 5,598 万 2 千円の計上であります。

次に、国庫支出金につきましては、各種過疎対策道路事業や公営住宅建設事業に係る社会資本整備総合交付金の増額や年金生活者等支援臨時給付金事業等により、総額で対前年度比 8,645 万 3 千円、34.3 パーセント増の 3 億 3,848 万 2 千円の計上であります。

次に、県支出金につきましては、各種補助事業に対する県補助金が主なものでありますが、新年度におきましては、防災拠点再生可能エネルギー導入事業や参議院議員選挙委託金等が見込まれますので、総額で対前年度比 3,399 万円、15.4 パーセント増の 2 億 5,412 万 3 千円の計上であります。

次に、財産収入につきましては、前年度は町道東方筒尾線用地の代替地の売り払い収入を計上しておりましたが、新年度は通常ベースに戻り、合計で対前年度比 438 万 6 千円、19.4 パーセント減の 1,818 万 2 千円の計上であります。

次に、寄附金につきましては、ふるさと寄附金の収入増を見込んで、総額で対前年度比 800 万円、799.2 パーセント増の 900 万 1 千円の計上であります。

次に、繰入金につきましては、公共施設整備基金の公共住宅建設事業や警察官奈古駐在所建設費への充当額を見込み、総額で対前年度比 3,996 万 2 千円、37.6 パーセント増の 1 億 4,619 万 3 千円の計上であります。

次に、繰越金につきましては、前年度同額の 1 億円の計上であります。

次に、諸収入につきましては、前年度はジャンボリーの助成金がありましたが、新年度は概ね平年ベースに戻り、合計で対前年度比 183 万 6 千円、8.7 パーセント減の 1,917 万 8 千円の計上であります。

最後に、町債につきましては、各種事業の財源に充当する過疎対策事業債及び臨時財政対策債等がありますが、総額で対前年度比 3,010 万円、11.2 パーセント減の 2 億 3,860 万円の計上であります。

以上で、平成 28 年度一般会計当初予算の概要説明を終わります。

次に、議案第 25 号から議案第 31 号までは、7 つの特別会計であります。その都度、担当参与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、全員協議会における報告第 1 号、契約の締結について、につきましては、町の執行に係る工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げるものであります。

次に、報告第 2 号、有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について、につきましては、地方自治法の規定に基づきその経営状況のご報告を申し上げるものであります。

以上、本日もご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当参与から説明をいたさせますので、ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

○議長 以上で、町長の施政方針演説を終わります。

ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 9 時 58 分

再 開 10 時 09 分

日程第 4 議案第 1 号から日程第 18 議案第 15 号を一括上程

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

○議長 日程第 4、議案第 1 号から日程第 18、議案第 15 号までを一括議題とします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）について、説明を求めます。住民課長。

○住民課長 議案書 1 ページをお願いいたします。議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましては、平成 28 年度税改正の大綱の閣議決定がされ、総務省より地方税分野における個人番号手続きの見直しが行われました。個人番号の利用が始まる平成 28 年 1 月 1 日までに整備することとなりましたので、平成 27 年 12 月 28 日をもって専決処分をしたものでございます。4 ページから 5 ページの新旧対照表の下線部分が条例の改正箇所となります。今回の改正内容は、平成 28 年以降に申請や申告を受ける手続きにおいては、原則として個人番号、法人番号を求めることとなりますが、本人確認手続きの負担を軽減するため、申告等の主たる手続きとあわせて提出される場合や、申請後に関連して提出される場合は、個人番号を記さないこととなりました。第 51 条は町民税の減免、第 139 条の 3 は特別土地保有税の減免に係るもので、いずれも個人番号の記載を要しない条例改正でございます。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 2 号、阿武町過疎地域自立促進計画を定めることについて、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 2 号、阿武町過疎地域自立促進計画を定めることについてご説明いたします。

本案件は、平成27年度までの時限立法であります過疎地域自立促進特別措置法、これが5年間延長され、平成32年度までとされたために、平成28年度から平成32年度までの阿武町過疎地域自立促進計画を新たに策定いたしましたので議会のご議決をお願いするものであります。

計画書は既にお手元にお配りをしておりますが、内容は実質的には、先に策定いたしました第6次阿武町総合計画及び阿武町総合戦略の内容の中から必要部分の抜粋版となっておりますので、改めての説明は省略させていただきます。

なお、計画策定の効果といたしましては、それぞれの事業については、この計画書の登載が過疎対策事業債の借り入れ要件となっていること、さらに掲載事業については、補助事業等の採択の段階で、通常の補助率より有利な補助率の適用が受けられること等があります。以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第3号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第3号、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をご説明いたします。

本案件は、平成28年4月1日からの改正行政不服審査法の施行に伴い、1つは阿武町情報公開条例、それから阿武町個人情報保護条例、及び阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の中の、不服申立てという文言を、審査請求という文言に一元化すること。そして2つ目は、阿武町固定資産評価審査委員会条例に、審査申出時の手続きの方法、関係資料の複写の交付手数料の額及び減免の規定を追加するものです。そして3つ目は、現行の阿武町固定資産評価審査委員会条例の中の、審査の決定等の記載項目に関する号の追加であります。

新旧対照表で内容を説明いたしますので、11ページをお願いします。

まず第 1 条関係であります。阿武町情報公開条例の一部改正であります。11 条及び 12 条とも、先ほど申しましたとおり、不服申立ての文言を審査請求とするものです。また不服申立人という文言を審査請求人の文言に統一するものです。

次に、12 ページから 15 ページですが、第 2 条関係であります。阿武町個人情報保護条例の一部改正であります。これにつきましても同様の考え方で、不服申立てを審査請求に、不服申立人を審査請求人に文言の調整であります。

16 ページをお願いします。次に、3 条関係で、阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部改正であります。まず、後ほど説明いたしますけれども、現行の 10 条を 12 条とし、現行の 9 条の次に、新たな 10 条及び 11 条を追加することに伴う目次の第 4 章の審査の手續及び第 5 章の雑則の対象条番号の変更です。さらに 4 条では、第 2 項の審査申出書の記載事項のうちの第 1 号の住所を、住所又は居所に変更。それから第 1 号の次に、新たに第 2 号として審査の申出に係る処分の内容を加え、以下の号番号を繰り下げる改正であります。さらに 3 項は、法改正に伴う審査申出書の添付書類に係る行政不服審査法の対象条文の変更。また 6 項は、審査請求人がその資格を消失したときの届出の追加であります。

次のページをお願いします。次に改正の第 6 条第 2 項は、正副 2 通の弁明書が電子情報処理組織、平たく言いますと、紙媒体ではなくてインターネット等によってデータとして弁明された場合も弁明書が提出されたとみなす、みなし規定であります。さらに第 3 項は、現行第 2 項を繰り下げ、現行のただし書きを削る改正です。さらに第 4 項は、現行第 3 項の繰り下げによる号番号の変更、さらに第 5 項は、新規追加であります。反論書の提出があった場合の町長への送付規定を追加しております。次に、現行 9 条の次に新たに 10 条及び 11 条を加える改正であります。まず 10 条は、手数料の額等でありますけれども、固定資産評価審査委員会に対する審査の申出書類等の写しの交付の際に、納付しな

ければならない手数料の額で、用紙 1 枚につき 20 円、ただしカラーの場合は 50 円で、両面印刷の場合は片面を 1 枚として計算する旨の規定です。また 2 号はインターネット等によって交付を受ける場合は、片面で出力するとした場合の 1 枚 20 円とすること、また 2 項は、手数料は原則として収入印紙の貼付で納付すること、そしてその例外として 1 号では、委員会が収入印紙納付が必要でないとして別に公示した方法で納付する場合。それから 19 ページをお願いします。2 号では、委員会が現金納付可能である旨の公示をした場合には、現金納付する場合。それから 3 号では、インターネット等を介する場合で、固定資産評価審査委員会規定で定める方法によって納付する場合ということであります。

次に、第 11 条は手数料の減免でありますけども、第 1 項は申出書類等の写し等の交付手数料の納付が経済的に困難と見られる場合は、2,000 円を限度として減免できる規定です。また 2 項は、減免を申し出る場合は、交付を求める際にあわせて書面をもって減免申請をしなければならない規定です。20 ページになりますが、3 項は、この場合減免申請添付書類として、生活保護の場合は扶助の証明、その他の場合はその事実を証明する書面を添付しなければならない規定です。

次に 12 条は、現行 9 条の次に新たに 2 条を挿入したことによる現行 10 条を 12 譲渡する条番号の変更です。

次に 13 条は、同じ理由によって現行 11 条の条番号の変更及び審査の決定書ですが、現行はその内容を明記しておりませんが、改正では第 1 号の主文から第 4 号の理由までの事項を記載し、記名押印して決定書を作成しなければならない規定です。

次に第 14 条から第 16 条までは、先ほど申しましたとおり、現行 9 条の次に新たに 2 条を挿入したことによる、現行 12 条から 14 条までを 2 条繰り下げる条番号の変更であります。

21 ページをお願いします。

次に、第 4 条関係で、阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。第 5 条第 2 号中、不服申立てを審査請求に改正する文言の変更であります。

なお、施行は本年の 4 月 1 日からとなっております。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 4 号、阿武町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 4 号、阿武町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例をご説明いたします。

本案件は、議案第 3 号に関連して、審査請求の場合に請求書に添付する資料等の写しの交付手数料を規定する条例の新規制定であります。

まず、第 1 条は趣旨であります。いま申し上げましたとおりです。

次に、第 2 条は提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額であります。次のページにあります別表のとおり手数料を納付しなければならない旨の規定です。23 ページをお願いします。手数料の額ですが、交付の方法として、申請書のコピーまたは申請データの出力となりますが、いずれもこれが白黒の場合は 1 枚 20 円。カラーの場合は 50 円、両面の場合は片面を 1 枚として計算する規定です。

前のページに戻っていただきまして、次に、第 3 条は提出資料の写し等の交付に係る手数料ですが、これも別表によるという規定です。

次に、第 4 条は手数料の減免ですが、第 1 項は、申出書類等の写し等の交付手数料の納付が経済的に困難な場合、これも 2,000 円を限度として減免。また第 2 項は、減免を求める場合は書面をもってするという規定です。また第 3 項は、議案第 3 号と同様に、それぞれその事実を証明する書類を添付する旨の規

定であります。

また 23 ページをお願いします。第 4 項は、審議若しくは審理員が指名されない場合は、審理員を審査庁というふうに読み替える、読み替え規定であります。

以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 5 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をご説明いたします。

本案件は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表について、職員の人事評価の状況という項目が追加されたこと及び現行規定による公表項目を整備追加するための関係条例の一部改正であります。

新旧対照表でご説明いたしますので次のページをお願いします。

まず第 1 条関係で、阿武町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。第 3 条は報告事項で、現行では第 1 号から第 4 号まで、具体的には、第 1 号は職員の任免及び職員数に関する状況、第 2 号は職員の給与の状況、第 3 号は職員の勤務時間その他の勤務条件の状況、第 4 号はその他町長が必要と認める事項となっておりますが、これに改正では新たに第 2 号及び第 4 号から第 10 号までに規定しております事項を追加しております。なお現行第 2 号及び第 3 号は改正第 3 号及び第 4 号に繰り下げ、第 4 号は第 11 号に号番号を変更しております。

次のページですが、第 2 条関係は、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正であります。第 1 条の趣旨で、地方公務員法の一部改正に伴い、改正前の同法第 24 条第 2 項が削除され、項番号が繰り上がったことに伴う根拠法令の項番号の変更に伴う改正であります。

以上で、説明を終わります。

○議長 次に、議案第 6 号、阿武町職員の退職管理に関する条例について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 6 号、阿武町職員の退職管理に関する条例をご説明いたします。

本案件は、地方公務員法の一部改正に伴い、退職前 5 年間管理職であった職員について、離職後 2 年間、職務上の行為について制限を設けるとともに、離職後 2 年間は、営利企業その他の法人や団体の地位に就いた場合は、任命権者への届け出を義務づける条例の新規制定であります。

まず、第 1 条は趣旨ですが、地方公務員法の規定に基づき、一定の要件に該当する地方公務員が再就職した場合に、一定期間職務上の行為の要求や依頼等を制限する等、退職後の管理に関する事項を定める旨の趣旨です。

第 2 条は再就職者による依頼等の規制ですが、退職後の再就職者のうち退職前 5 年間、部長、課長等の管理職であった職員について、離職した日の 5 年前の職務に属するものに関して、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、あるいはしないように要求や依頼をしてはならない規定です。

次に、第 3 条は任命権者への届出ですが、管理職であった者は、離職後 2 年間、報酬を得て営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合や日々雇用以外の営利企業の地位に就いた場合は、離職した職等の任命権者に届出をしなければならない旨の規定です。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 7 号、阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 7 号、阿武町職員の配偶者同行休業に関する条例をご説明いたします。

本案件は、国際化の進展等に伴い、職員の配偶者が海外の支店等への勤務や

長期海外修学等をする場合等において、職員がこれに同行する際に、地方公務員法の規定に基づき、無給で最長 3 年間、同行休業を認める条例の新規制定であります。

まず、第 1 条は、目的であります、いま申し上げたとおりであります。

次に、第 2 条は、配偶者同行休業の承認ですが、申請があった場合は、公務に支障がないと認めるときは、その職員の勤務成績等を勘案して配偶者同行休業を承認することができる旨の規定です。

次に、第 3 条は、配偶者同行休業の期間ですが、最長 3 年ということであり、ます。

次に、第 4 条は、配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由ですが、6 カ月以上にわたって第 1 号の海外勤務、第 2 号の海外での事業展開、第 3 号の海外の大学への修学がこれにあたります。

次に、第 5 条は、配偶者同行休業の承認の申請ですが、第 1 項は、承認するにあたっては、休業期間の初日及び末日並びに滞在理由を明らかにすること。そして 30 ページになりますが、第 2 項で、任命権者は、申請内容の確認のために必要な書類の提出を求めることができる規定です。

第 6 条は、配偶者同行休業の期間の延長ですが、第 1 項では、当初の申請の期間を超えて配偶者同行休業の期間を延長しようとする場合は、休業の開始日から 3 年を超えない範囲で延長の末日を明らかにして期間の延長の申請をできる旨の規定です。また第 2 項は、第 2 条の承認要件の確認の準用規定です。

次に、第 7 条は、配偶者同行休業の承認の取消事由ですが、3 つあります。まず第 1 号では、配偶者が海外に滞在しなくなり、第 4 条の配偶者海外滞在事由に該当しなくなった場合。次に 2 号では、労働基準法第 65 条第 1 項または第 2 項の、産前産後の休暇に入った場合。そして 3 号は、育児休業に入った場合の 3 つとなっております。

次に、第 8 条は、届出ですが、配偶者同行休業をしている職員が規定の要件に該当する場合の届出規定であります。これは 4 つありますが、第 1 号から 4 号までに記載のとおりであります。また、第 2 項は、第 5 条第 2 項の申請内容の確認のために必要な書類の提出を求めることができる規定の準用規定です。

次に、第 9 条は、配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用であります。配偶者同行休業の申請があった場合において、その期間中の配置換え等でその業務の処理が困難な場合は、第 1 号では、申請期間を任期とした任期付職員の採用、2 号では、1 年以内の臨時的任用ができる旨の規定です。次に、第 2 項は、採用した職員の任期が申請期間に満たない場合は、その期間の範囲内で任期の更新ができる規定です。次に、第 3 項は、任期の更新については、あらかじめ当該職員の同意が必要である旨の規定です。

次に、第 10 条は、職務復帰後における号給の調整ですが、第 1 項では、配偶者同行休業から復帰した職員について、他の職員との均衡上必要がある場合は、100 分の 50 以下の換算率で、引き続き勤務したものとみなして号給調整ができる旨の規定です。また、第 2 項は、第 1 項の調整によっても他の職員と著しく均衡を失う場合は、第 1 項の換算率を超えての号給調整ができる旨の規定です。

以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 8 号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 8 号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をご説明いたします。

本案件は、平成 27 年の人事院勧告に伴い、町長及び議会議員の期末手当を平成 27 年 4 月に遡り、年 0.05 月分引き上げるための関係条例の一部改正でありま

す。新旧対照表で説明しますので、次のページをお願いします。

まず、第 1 条関係で、町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正ですが、第 7 条の期末手当のうち、12 月分の期末手当の支給率を 100 分の 162.5、1.625 月分となりますが、これを 100 分の 167.5 に、つまり差引で 0.05 月分引き上げる改正です。なお附則によって、適用は平成 27 年 4 月 1 日に遡ります。

次に、第 2 条関係は、これも町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正ですが、附則によって、平成 28 年 4 月 1 日、新年度以降の取り扱いについての改正となりますが、6 月分を現行の 100 分の 147.5 から 100 分の 150 に、0.025 月分引き上げるとともに、12 月分につきましては、いま一旦 12 月分を 0.05 月分引き上げましたが、実質的には、これを 0.025 月分引き上げる形に変えるわけですが、12 月につきましては、一旦引き上げて 100 分の 162.5 から 167.5 に改正したところを、平成 28 年度からはこれを 100 分の 165 とするものであります。つまり、平成 27 年度人事院勧告により、町長の期末手当を年間 0.05 月分引き上げることとし、これを平成 27 年度においては、12 月分にまとめて 0.05 月分引き上げ、平成 28 年度以降については、6 月分と 12 月分にそれぞれ均等に振り分けて引き上げる。それぞれ 0.025 月分引き上げるといったものであります。

次に 34 ページですが、これは議会議員の、同様に期末手当の引き上げに関する条例の一部改正であります。

35 ページにつきましては、これも同条例第 3 条の一部改正ですが、内容としては町長と全く同じでありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 9 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 9 号、阿武町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

今回の改正は、平成27年度に人事院勧告に伴い、一般職職員の給料部分を平均で0.4パーセント引き上げるとともに、勤勉手当を平成27年4月に遡って0.1月分引き上げるものが主な改正です。新旧対照表で内容を説明いたしますので、45ページをお願いします。

まず、第1条関係で、給与条例第8条の5の医師の初任給調整手当を、月額41万2,200円から41万3,300円に、1,100円引き上げるものです。

次に、第17条第2項第1号で、一般職の職員の6月と12月の勤勉手当の改正ですが、これを現行の100分の75、0.75月分から6月分は現行どおりとし、12月分を0.1月分引き上げ、100分の85とするものであります。

次に、第2号は、再任用職員の場合ですけれども、これも同様に、現行の100分の35から、6月分は現行どおり100分の35とし、12月分を100分の40とするものであります。これは、平成27年度限りであります、4月に遡ります。

47ページをお願いします。次に、第2条関係ですが、これも先ほどの町長の分と全く同じ考え方ですが、附則によって、平成28年4月1日からの取り扱いであります、まず、給与条例第4条第4項の、55歳を超える職員の昇級抑制であります、職員の昇級は原則として、年4号ですけれども、55歳を超える職員については、現行では半分の2号昇級ということで2号を抑制しておりますが、改正後は、さらに抑制をしまして、年1号昇級ということにする改正であります。

次に、第17条第2項第1号の勤勉手当ですが、一旦12月分でまとめて、100分の10、0.1月分引き上げて、6月分は据え置いて100分の75、0.75月分、12月分を100分の85、0.85月分と改正したところであります、改正後は、これは平成28年4月1日以降であります、改正後は両方に振り分けて、6月分、12月分とも100分の80、0.8月分とするものであります。

次に、再任用職員につきましては、これも先ほどと同じ手法で、平成27年度

においては、12月分にまとめて0.05月分引き上げたものを、附則によって、平成28年度以降は、この0.05月分を6月と12月に振り分けて、それぞれ100分の37.5、0.375月分に改正するものです。

次に、別表第1及び別表第2の改正であります。一般職職員に適用する行政職給料表及び医師の給料表の改正であります。具体的には、表として36から43ページまでになっておりますが、平均で0.4パーセントの引き上げとなっておりますので詳しい説明は省略させていただきます。

次に、別表第3の等級別基準職務表のアの行政職給料表の改正ですが、それぞれの職務の級に対する標準的な職務の表現を明確にするために、アンダーラインにありますように、現行の又はこれに相当する職務という表現を削るものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第10号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第10号、阿武町一般住宅条例の一部を改正する条例について、説明します。

本案件は、平成27年度施工の岡田橋団地単身者用住宅1棟3戸を5月1日供用開始することに伴う、阿武町一般住宅条例に、住宅の所在地及び家賃を明示するため条例の一部改正をお願いするものです。所在地は大字奈古2880番地1、家賃は2万2千円とするものです。施行期日は平成28年5月1日からです。

50ページの新旧対照表で詳しく説明しますが、まず別表第1でございますが、岡田橋26号住宅の下に、101号住宅から103号住宅を、位置につきましては2880番地1を追加するものでございます。それから、別表第2でございますが、同じく岡田橋26号住宅の下に、101号住宅から103号住宅を追加し、家賃を2万2千円を追加するものでございます。以上です。

○議長 次に、議案第 11 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。はじめに教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 議案第 11 号、阿武町使用料条例の一部を改正する条例について説明いたします。

第 1 条につきましては、阿武町使用料条例の別表第 2、施設利用料金の施設又は財産の欄の福賀小中学校開放施設を福賀小学校開放施設に改めるもので、これは、中学校の統合に伴い改めるものでございまして、52 ページの新旧対照表、現行では福賀小中学校開放施設となっておりますところを、改正によりまして福賀小学校開放施設に改めるものであります。私の方からは以上です。

○議長 続いて、施設課長。

○施設課長 第 2 条について、でございますが、別表第 6 については、先ほど言いましたように、岡田橋団地単身者用住宅の供用開始に伴い、一般住宅用地駐車場の所在地を追加するものでございます。53 ページをお願いします。

別表 6 の岡田橋団地の所在地でございますが、2885 番地 1 の次に・2880 番地 1 を追加するものでございます。以上です。

○議長 次に、議案第 12 号、阿武町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例について、説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長 54 ページをお願いします。議案第 12 号、阿武町いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例についてご説明いたします。

この条例は、平成 25 年 6 月に成立した、いじめ防止対策推進法に基づき、また法施行に伴い発令された、山口県いじめ防止基本方針及び阿武町いじめ防止基本方針に対応した、法的な権能を持つ組織を置くための新規制定条例です。

具体的には、阿武町立学校における、いじめ防止、根絶に向けての対策を推進していくために、第 1 条の趣旨に規定しております 3 つの組織体制、いじめ問題に関しての対策連絡協議会、調査委員会、検証委員会を置くこととし、い

はじめが学校での人的関係から起こることが想定されており、学校教育を所管する教育委員会が主体となって本条例を制定するものであります。

第 1 条ですが、組織相互の関連性を考慮し、3 つの組織を一本化した規定を定めたものです。3 つの組織については、いずれもいじめ問題に適確に対応するための組織ですが、内容の重大性の段階に応じて、構成員や役割が異なっております。

第 2 条に規定する、阿武町いじめ問題対策連絡協議会は、これまで教育委員会所管の、阿武町いじめ問題対策協議会設置要綱により、学校教職員、PTA の役員を中心に、いじめ問題対策を協議しておりましたが、法的な拠り所を持つ組織として再編成するものです。構成は、児童相談所や臨床心理士等を構成員に加えるもので、総合的な見地からいじめ対策を協議していくことを明示したものです。構成員の人数、任期等は、別途教育委員会規則で定めることとしています。

第 3 条の、阿武町いじめ問題調査委員会は、いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合等の重大事態に、第三者からなる組織を設置し、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行うことができる組織であります。委員数は、第 2 項により、委員 7 人以内と定め、より専門的な知識を有する学識経験者を構成員として、教育委員会が任命することになります。詳細な運営につきましては教育委員会規則で定めませんが、調査結果については、町長に報告することになります。

55 ページをお願いします。第 4 条の、阿武町いじめ調査検証委員会は、第 3 条の調査委員会で調査した結果について、町長が必要と認めるとき、すなわち、当該調査結果が特に重大事態であり、今後同種の事態の発生の防止のための必要があると認める場合に再調査を行うものとし、委員数は 5 人以内とし、大学教授など学識経験者から町長が任命することとなっております。この運営等に関

しましては、町長部局において規則で定めることになり、再調査した場合、その結果については、法の規定により議会に報告することになっております。

この条例の施行は、平成 28 年 4 月 1 日からです。

以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 13 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 13 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、共同処理する事務の構成団体の変更及びこれに伴う規約の変更について、をご説明いたします。

本案件は、組合を組織する地方公共団体の増減及び共同処理する事務への加入並びに新たな共同する事務の追加に係る規約の変更等であります。

内容を説明いたしますので、59 ページの新旧対照表をお願いします。

まず第 3 条ですが、組合の共同処理する事務ですが、従前の 10 事務に加えて新たに行政不服審査法の改正により、各市町に設置が義務づけられた行政不服審査会を第 11 号として共同処理する事務に新たに加える改正です。また、設置する行政不服審査会の詳しい組織内容については、規約第 11 条の次に、第 11 条の 2 として必要な事項を定めておりますが、細かな内容は省略させていただきます。

次に、60 ページの別表第 1 の組合を組織する地方公共団体ですが、平成 28 年 3 月 31 日限りで解散する、美祢市萩市競艇組合、これが脱退し、新たに 4 月 1 日から、岩国地区消防組合及び宇部・山陽小野田消防組合を構成団体に加えるものです。

次に、別表第 2 ですが、規約第 3 条第 6 号の非常勤職員公務災害補償等事務に、新たに宇部市、山口市、防府市、美祢市、周南市及び山陽小野田市を加え

るものです。なお、この内宇部市、山口市及び山陽小野田市につきましては、対象となる非常勤職員を限定して、62ページの別表第 3 にありますが、この職員を限定して対象とするということになっております。

61ページをお願いします。次に、7号は、公立学校の学校員、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償等事務ですが、新たに美祢市及び周南市を加えるものです。

次に、8号は、公平委員会に関する事務ですが、解散に伴い、美祢市萩市競艇組合を脱退させるものです。

次に、11号は、先ほど説明した、新たな共同処理事務である、行政不服審査会の事務の共同処理団体を記載しておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第14号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、説明を求めます。経済課長。

○経済課長 議案第14号、阿武町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、をご説明いたします。

本案件につきましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、現行農業委員の任期満了後における新たな農業委員について、次の者を任命することにつき、同法第 8 条第 1 項の規定より、議会の同意を求めるものでございます。

新たな農業委員の候補者につきましては、同法の手続きに沿い、平成27年12月25日から平成28年1月29日の間、推薦を求め、各公募を行い、その結果について資格要件等を評価、検討し、候補者の取りまとめに至ってところであります。定数につきましては、去る12月議会において、ご承認いただきました6名でございます。

それでは氏名等を順に読み上げます。

氏名、市河憲良、生年月日、昭和 23 年 4 月 20 日、住所、阿武町大字福田上 1284 番地。

伊藤佐登子、昭和 19 年 9 月 24 日、阿武町大字宇田 902 番地。

小野眞治、昭和 25 年 3 月 21 日、阿武町大字奈古 384 番地 5。

西村俊光、昭和 25 年 2 月 8 日、阿武町大字宇生賀 4389 番地。

末益敏雄、昭和 25 年 11 月 19 日、阿武町大字奈古 1362 番地。

藤井聖博、昭和 25 年 10 月 13 日、阿武町大字奈古 1883 番地 1。

以上で説明を終わります。

○議長 ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 10 時 57 分

再 開 11 時 06 分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

次に、議案第 15 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。経済課長。

○経済課長 64 ページをお願いします。議案第 15 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農地利用最適化推進委員が農業委員会に新たに設置されることに伴い、同委員の報酬を定めるものであります。一部改正の内容につきましては、65 ページの新旧対照表でご説明いたします。別表におきまして、農業委員会委員の報酬額の次に、農地利用最適化推進委員の報酬の額を、日額とし、追加するものであります。なお、額につきましては、現行条例中の、その他委員の日額 7,000 円と同額としているところがございます。以上で説明を終わります。

日程第 19 諮問第 1 号を上程

○議長 日程第 19、諮問第 1 号を議題とします。諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 66ページをお願いします。諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて市町村の議会の意見を聞いて、市町村長の推薦した者を法務大臣が委嘱することになっています。

現在、委嘱を受けている阿武町の委員は、参考の(1)に掲載している 3 人の方々です。委員の任期は 3 年で、この内、小野喜男委員、藤村芳秀委員の 2 人が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となりますので、今回、新たな委員の候補者として、両委員を推薦することで議会のご意見を伺うものです。

なお、参考の(2)に、人権擁護委員法の抜粋を記載しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

日程第 20 議案第 16 号から日程第 35 議案第 31 号を一括上程

○議長 日程第 20、議案第 16 号から日程第 35、議案第 31 号までを一括議題とします。

まず、議案第 16 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第 16 号、平成 27 年度阿武町一般会計補正予算（第 4 回）をご説明いたします。今回の補正は、1 億 7,740 万 8 千円の増額で、補正後の歳入歳出予算の総額は 30 億 8,482 万 4 千円となるところであります。

なお、歳入歳出予算補正及び地方債補正並びに繰越明許費につきましては、別冊補正予算書の第 1 表、第 2 表並びに第 3 表のとおりであります。以上です。

○**議長** 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。

1 款、議会費から、議会事務局長。

（議会事務局長、議会費について説明する。）

○**議長** 続いて、総務課長。

（総務課長、一般管理費、財産管理費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費、企画総務費、企画振興費、文書広報費、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。）

○**議長** 続いて、住民課長。

（住民課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。）

○**議長** 続いて、民生課長。

（民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、臨時福祉給付金給付事業費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、保健衛生総務費、環境衛生費、診療所費、塵芥処理費について説明する。）

○**議長** 続いて、経済課長。

（経済課長、農業政策費、中山間地域等直接支払事業費について説明する。）

○**議長** 続いて、施設課長。

（施設課長、農村整備費について説明する。）

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、環境保全型農業直接支援対策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、地下かんがいシステム事業費、農村災害対策整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、農地集積・集約化対策事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、林業政策費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費、漁港単独改良事業について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、商工政策費、道の駅産業振興費、地域おこし協力隊事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、過疎対策道路事業費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、事務局費、(小) 学校管理費、(小) 教育振興費、(小) 給食センター費、(中) 学校管理費、(中) 教育振興費、(中) 外国青年英語指

導事業費、社会教育総務費、町民センター費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、27 災農地災害復旧事業費、27 災農業用施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。8 ページ、町税から、総務課長。

(総務課長、歳入補正の概要について説明する。)

○総務課長 第 2 表、地方債補正の追加です。これは、今ご説明いたしました情報セキュリティーシステムの強化対策に係る財源の一部として、補正予算債を計上するものです。

次に、5 ページは第 3 表、繰越明許費です。内容は次のページです。繰越名許費の理由ですが、細かいところにつきましては、事業内容で説明がされておりますので、省略させていただきますが、まず、総務管理費の情報セキュリティー強化対策事業費ですが、国の補正予算の成立が今年の 1 月 20 日であり、内容の検討に不測の日数を要したための繰越です。

次に、選ばれる町づくり推進事業につきましては、これも国の補正予算の関係で、国・県との対象事業の選定協議に不測の日数を要したための繰越です。

次に、個人番号カード関連事務委託事業ですが、交付枚数の増の見込みに伴う国の補助金変更交付決定に不測の日数を要したための繰越です。

次に、道路橋梁費の橋梁点検事業ですが、岡田橋高架橋の点検について、J R との協議に不測の日数を要したための繰越です。

次に、過疎対策道路事業の町道東方筒尾線道路改良事業ですが、家屋移転の補償交渉に不測の日数を要し、移転完了がこの 4 月下旬と見込まれるための繰越です。

次に、住宅費の公営住宅建設事業の岡田橋公営住宅及び単身者住宅建築工事ですが、入札の不調及び作業員の確保に不測の日数を要したための繰越です。

次に、農林水産施設災害復旧費の 27 災農業用施設災害復旧事業ですが、入札不調により不測の日数を要したための繰越です。

以上で補正予算の説明を終わります。

○議長 ここで、昼食のため休憩いたします。午後は、1 時から再開します。

休 憩 12 時 06 分

再 開 12 時 57 分

○議長 昼食のための休憩前を閉じて会議を再開します。

次に、議案第 17 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 回）について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 69 ページをお願いいたします。

議案第 17 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 回）についてご説明いたします。今回の補正は予算の総額から 155 万 7 千を減額し、予算の総額を 7 億 1,817 万 1 千円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 18 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 回）について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 70 ページをお願いします。

議案第 18 号、平成 27 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 回）について、ご説明いたします。今回の補正は、予算の総額に 42 万円を追加し、予算の総額を 5,946 万 4 千円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 19 号、平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 71 ページをお願いします。

議案第 19 号、平成 27 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 2 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 651 万 1 千円を減額し、予算の総額を 7,408 万 5 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 20 号、平成 27 年度阿武町介護保健事業特別会計補正予算(第 4 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 72 ページをお願いします。

議案第 20 号、平成 27 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 4 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 180 万 7 千円を減額し、予算の総額を 6 億 5,451 万 4 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 21 号、平成 27 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 73 ページをお願いします。

議案第 21 号、平成 27 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算総額から 164 万 9 千円を減額し、予算総額を 5,971 万 1 千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 22 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 74 ページをお願いします。

議案第 22 号、平成 27 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)

についてご説明いたします。今回の補正は、予算総額から143万 1 千円を減額し、予算総額を8,052万 9 千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第23号、平成27年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 75ページをお願いします。

議案第23号、平成27年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算総額から66万円を減額し、予算総額を3,042万 6 千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第24号、平成28年度阿武町一般会計予算について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第24号、平成28年度阿武町一般会計予算についてご説明いたします。

まず第1条は、平成28年度阿武町一般会計予算の総額を、30億6,000万円と定めるものです。

また第2項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊予算書の第1表、歳入歳出予算のとおりです。

また第2条は債務負担行為の事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるものです。

第3条は地方債ですが、限度額等の内容は、第3表、地方債によるものです。

また第4条は、一時借入金の最高限度額を5億円と定める。

また第5条は、歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費についてのみ款内流用ができる旨の規定であります。

以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。33ページ、議会費から。議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費、企画総務費、企画振興費、文書広報費、交通安全対策費、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、海区漁業調整委員選挙費、参議院議員選挙費、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費、臨時福祉給付金等給付事業費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、

保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、防災拠点再生エネルギー導入事業費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 13時57分

再 開 14時07分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行します。

○議長 引き続き説明をお願いします。経済課長。

(経済課長、労働諸費、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農村整備費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、環境保全型農業直接支援対策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農村災害対策整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農地耕作条件改善事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、単県農山漁村魚礁整備事業費、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域おこし協力隊事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、(小)学校管理費、(小)教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、(農)単独災害復旧事業費、(公)単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、元金、利子、諸支出金、予備費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。9 ページ、1 款、町税から。総務課長。

(総務課長、歳入について説明する。)

○**総務課長** 次に、5 ページをお願いします。

第 2 表、債務負担行為ですが、歳出の際にも説明をしましたが、周南市を含む 4 市 1 町の基幹系業務のクラウドを進めるにあたり、移行業務に着手する平成 28 年度に一括契約をすることになりますので、実際に阿武町が導入するのは平成 32 年度から 39 年度までの 8 カ年の期間ということになると思われませんが、2 億 2,990 万円を限度に、契約に係る債務負担行為を起こすものです。

次に、6 ページですが、第 3 表、地方債ですけれども、定住奨励金、町営バスやコミュニティーワゴン、萩長門清掃工場事務委託金、みどり保育園の外国青年保育助手の招致、各種過疎対策道路、福賀中学校の解体に係る過疎対策事業債及び臨時財政対策債の発効は、ここに書いてあるとおりとするものであります。

以上で説明を終わりますが、28 年度の当初予算につきましては、この予算書のほかに、別冊で、当初予算の概要、予算編成なり予算の概要、また、主要事業施策等を記載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

○**議長** ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休 憩 15 時 04 分

再 開 15 時 13 分

○**議長** 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

次に、議案第 25 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○**民生課長** 議案書の 77 ページをお願いいたします。

議案第 25 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算についてご説明します。歳入歳出予算の総額は、6 億 7,111 万 7 千円とします。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 26 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 78 ページをお願いします。

議案第 26 号、平成 28 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、6,666 万円とします。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 27 号、平成 28 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 79 ページをお願いします。

議案第 27 号、平成 28 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明します。歳入歳出予算の総額は、8,029 万 3 千円とします。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 28 号、平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 80 ページをお願いいたします。

議案第 28 号、平成 28 年度阿武町介護保険事業特別会計予算についてご説明します。歳入歳出予算総額は、6 億 7,530 万円とします。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 29 号、平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 29 号、平成 28 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額を、5,662 万 7 千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 30 号、平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 30 号、平成 28 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額を、7,457 万 7 千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 31 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 31 号、平成 28 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算についてご説明します。歳入歳出予算の総額を、6,076 万円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で、説明を終わります。

○議長 皆さんにお知らせしておきます。本日の会議時間は、議事の都合により、少しばかり延長をさせていただきます。

日程第 7 委員会付託

○議長 日程第 36、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 31 号まで及び諮問第 1 号の 32 件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 31 号まで

及び諮問第 1 号の 32 件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で本日の議事日程は、全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 16時02分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 白 松 博 之

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎